国立大学法人高知大学診療貢献手当細則

平成 29 年 1 月 20 日 規 則 第 5 1 号

最終改正 令和3年9月10日規則第20号

(趣旨)

- 第1条 国立大学法人高知大学職員給与規則第31条の2に規定する診療貢献手当の支給に関し、必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。 (支給の決定)
- 第2条 診療貢献手当の支給については、医学部附属病院長が毎年度1月末における医学 部附属病院の年度収支見込を踏まえて案を作成し、学長が良好な病院収益が確保された として支給を認めた場合に、年度1回3月分給与にあわせて支給する。

(支給対象者)

第3条 職員給与規則第31条の2の規定により診療貢献手当を支給される職員は、3月1日に在職する職員(休業、休職、停職又は長期海外研修中の者を除く。)のうち、医学部附属病院において、当該年度に医師又は歯科医師として診療又は病理診断に従事した者(医員(研修医)を除く。)とする。

(支給額)

第4条 診療貢献手当は、毎年度1月末における医学部附属病院の年度収支見込のうち剰余金の見込額に応じて、次の表に掲げる額を基準額(年額)とし、診療科長等の別紙様式による届出に基づき、支給対象者の当該年度の診療又は病理診断に従事した在職期間(月数)及び診療又は病理診断に従事することとされた週当たりの時間数に応じ支給する。

		基準額(年額)			
	剰余金見込額	教授	准教授・講師・助教・医員(レジデント・指導医・病院助教・大学院生・研究生)		
1	150,000 千円未満	0円	0円		
2	150,000 千円以上250,000 千円未満	120,000円	180,000円		
3	250,000 千円以上350,000 千円未満	180,000円	240,000 円		
4	350,000 千円以上450,000 千円未満	240,000 円	300,000 円		
5	450,000千円以上550,000千円未満	300,000 円	360,000 円		

6 550,000 千円以上 360,000 円 420,000 円

- 2 前項の場合において、支給対象者が、休職、負傷又は疾病(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第1号に規定する業務上の負傷若しくは疾病又は同項第2号に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。)による休暇、休業、欠勤、停職又は長期海外研修により医学部附属病院に勤務等していない期間は、診療又は病理診断に従事した在職期間に含めないものとする。
- 3 第1項の場合において、「診療又は病理診断に従事した在職期間(月数)」に「応じ」とは、基準額(年額)を12で除して得た額に、当該年度内の診療又は病理診断に従事した在職月数を乗じることとする。この場合において、1日でも在職していれば当該月を在職月として数えるものとする。
- 4 第1項の場合において、「診療又は病理診断に従事することとされた週当たりの時間数に応じ」とは、「診療又は病理診断に従事した在職期間(月数)」に「応じ」た額に、各在職月において診療科長等の指示により診療又は病理診断に従事することとされた週当たりの時間数(以下「週当たりの従事時間数」という。)を38.75で除した数の平均値を乗じることとし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。この場合において、月の途中で、週当たりの従事時間数が変更になった場合は、最も大きい値を当該月における週当たりの従事時間数とするものとする。また、当該年度に診療又は病理診断に従事した在職月のうち、診療科長等が特に診療従事の許可について申請し、医学部附属病院長の許可を受けて診療又は病理診断に従事する職員以外の職員として在職した在職月においては、雇用契約上の週当たりの所定勤務時間数を週当たりの従事時間数とみなす。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、診療貢献手当に関する取扱いについては、必要に 応じ、学長が定める。

附則

この細則は、平成29年1月20日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和3年9月10日規則第20号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

診療業務等従事者届

年 月 日

医学部附属病院長 殿

診療科(部)名 診療科(部)長名

本年3月1日に国立大学法人高知大学に在職する職員のうち、今年度本診療科(部)に おいて、診療又は病理診断に従事した者及びその従事時間数等については、下記のとおり であることを届け出ます。

記

						週当たり	
氏名	所属・職名	従事期間				の従事時	備考
						間数	
		自	年	月	月	時	
		至	年	月	日	間	
		自	年	月	日	時	
		至	年	月	日	間	
		自	年	月	日	時	
		至	年	月	月	間	
		自	年	月	日	時	
		至	年	月	月	間	
		自	年	月	日	時	
		至	年	月	日	間	
		自	年	月	日	時	
		至	年	月	月	間	
		自	年	月	日	時	
		至	年	月	日	間	
		自	年	月	日	時	
		至	年	月	日	間	
		自	年	月	日	時	
		至	年	月	月	間	
		自	年	月	日	時	
		至	年	月	日	間	
		自	年	月	日	時	
		至	年	月	日	間	

※同一人で、従事期間が複数ある場合、週当たりの従事時間数が年度途中で変更になった場合、その他の理由により複数の期間等の記載が必要な場合は、適宜行を分ける等して記載すること。